

仕様書

1. 件 名 超偏極技術の応用開発の研究支援業務に係る労働者派遣契約【有期プロジェクト業務】

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、内閣府、JST、JSPS 科学研究費補助金の支援を受けて進める超偏極-核磁気共鳴分子プローブの開発研究を進めている。

本仕様書は、科学研究費補助金の支援を受けて進める超偏極-核磁気共鳴分子プローブの開発研究に係る運営・推進をサポートする事務支援業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、量子生命科学研究所にて実施されるものである。

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

具体的な作業は、以下のとおり。

- (1) 量子超偏極 MRI の研究開発に係る外部資金の応募書類、報告書等（英文含む）の作成支援
- (2) 物品購入、研究費の管理、外部資金等の申請、額の確定対応等
- (3) 出張申請、旅費精算、宿泊手続き、勤務管理、兼業手続きに係るサポート
- (4) 研究会や会合の開催の事務局支援
- (5) 実験データの集計・グラフ作成
- (6) 量子超偏極 MRI 研究チームの研究推進に係る業務、庶務等、上長が必要と判断する業務
上記、密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。なお、付随的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の 1 日または 1 月の就業時間の 3 割以下とする。

4. 必要な要件

- (1) 大学卒業以上の者。
- (2) 社会人として一般的なビジネスマナーを身に付けており、OA 機器の操作、書類作成、試験データの集計およびグラフ作成などの事務業務に 3 年以上従事した経験を有していること。
- (3) 各種アプリケーションソフト（Word、Excel、PowerPoint、Access）の操作について、基本操作に加え、Excel については四則演算、VLOOKUP の対応が可能であること。
- (4) 共通施設としての超偏極 MRI/NMR に必要となる装置や計測方法について理解しており、利用数の集計作業の経験があること。
- (5) 公的機関において、出張手配、旅費精算書の作成、研究用物品購入、研究会・会合の庶務（会場準備、案内発送、問い合わせ対応、資料作成）、申請書・報告書等の文書作成や添削の経験を有すること。

- (6) 英語検定準2級またはそれ相当以上の資格を有すること。
- (7) 日商簿記検定など、数値データの取り扱いに関する経験やスキルについて具体的な資格や経験を有すること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子生命科学研究所（千葉地区）

（住所：〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川 4-9-1）

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

TEL : 043-206-3183

7. 組織単位

量子生命科学研究所・量子生命スピングループ・量子超偏極 MRI チーム

8. 指揮命令者

量子生命科学研究所・量子生命スピングループ・グループリーダー

9. 派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

10. 就業日 週4回

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1)就業時間：9時00分から17時00分（休憩時間60分を含む）

(2)休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出)

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。

(6) その他契約上必要となる書類

(7) 仕様書「4.必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

(1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するためには必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：量子生命科学研究所

量子生命スピングループ

氏名：高草木 洋一